

物品購入単価契約書（案）

発注者 大分県企業局長（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 甲が、乙から継続的に購入する物品、単価、規格品質、契約期間及び購入場所等は、別表及び令和6年度工業用水浄化用ポリ塩化アルミニウム購入単価契約仕様書のとおりとする。

（納入の通知）

第2条 甲は、物品の納入を受けようとするときは、その都度、乙に対し薬品発注書を発行し、納入を受けたときは、これに受領印を押すものとする。

（納入期限）

第3条 納入期限は薬品発注書の発行日から7日とする。

（検査）

第4条 甲は、物品の納入を受けたときは、納入時に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、契約内容の全部もしくは一部が契約に違反し、または、不当であることを発見したときは、乙に対して交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、甲が乙から交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、前条の検査終了ののち当該物品の引渡しを受けたときに、甲に移転する。

（契約代金の支払時期）

第6条 甲は、物品の引渡完了後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

（納入遅延に対する遅延利息）

第7条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（履行委託等の禁止）

第8条 乙は、第三者に契約の履行を委託し、もしくは一括して請け負わせ、または、契約による権利を譲渡し、もしくは契約による義務を引き受けさせてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

（契約の変更）

第9条 甲は、公益上必要があると認めたときは、乙と協議して契約を変更し、もしくはその履行を中止させることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格等に著しい変動があった場合は、甲、乙協議して契約単価その他の契約内容の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 納入期限までに物品の納入を終わる見込みのないとき。
- (2) 履行に関し不正の行為があると認めたとき。
- (3) 乙に誠意がなく完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (4) 乙がこの契約の各条項に違反したとき。
- (5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(違約金)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(協 議)

第12条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、または、この契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保持する。

令和7年4月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県企業局長

乙

別 表

内 訳

納 品 名	規 格 品 質	単 位	金 額
ポリ塩化アルミニウム (PAC)	JIS K 1475	1t	¥ -

ただし、契約金額に 10/110 を乗じて得た額が取引に係る消費税額である。

契約期間 令和7年4月 日 から 令和8年3月31日

納入場所 判田浄水場

大津留浄水場

契約保証金